

正 誤 表

頁	誤	正
P144	<p>※9<協力医療機関連携加算>の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協力医療機関等（歯科医含む）への情報提供日前30日以内に、入居している日が14日未満の場合算定不可 ○利用者毎に健康状況を記録し、同意を得て医療機関又は主治医に月1回以上情報提供 ○協力医療機関等へ情報提供した場合、受領の確認を得ること 	削 除
P220	<p>※2<予防訪問看護12月超減算>の説明</p> <p>予防訪問看護12月超減算1： 予防訪問看護訪問回数超過等減算を算定している場合、1回につき15単位を所定単位数から更に減算</p> <p>予防訪問看護12月超減算2： 予防訪問看護訪問回数超過等減算を算定していない場合、1回につき5単位を所定単位数から減算</p>	<p>予防訪問看護12月超減算1： 予防訪問看護訪問回数超過等減算を算定していない場合、1回につき5単位を所定単位数から減算</p> <p>予防訪問看護12月超減算2： 予防訪問看護訪問回数超過等減算を算定している場合、1回につき15単位を所定単位数から更に減算</p>